

令和6年度 滋賀県保育料の一部貸付事業募集要項

滋賀県では、保育人材の確保を図ることを目的に、保育士資格を有する者であって、保育士として勤務していない者の就職支援を図るため、未就学児を持つ保育士の子どもの保育料の貸付を行います。貸付は無利子です。滋賀県内の保育所等^{※2}において保育業務に2年間引き続き従事した場合、貸付金の返還が免除となります。

※2「保育所等」とは、別表2に定める施設のことです。【注：保育士修学資金とは、対象施設が異なります。】

1. 貸付対象者

次のいずれかの要件を満たす者とします。ただし、「滋賀県保育士修学資金」を貸付中（従事による返還猶予中もしくは返還中を含む。）ではなく、保育士として週20時間以上勤務する者で、新たに勤務もしくは産後休暇または育児休業を6週間以上取得して復帰した者で、復帰した日が2023年10月以降の者に限ります。

- ① 未就学児を持つ保育士であって、次に掲げる施設または事業所（以下「保育所等」という。）に新たに勤務する者
 - ア 児童福祉法第7条に規定する保育所
 - イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する「幼稚園」のうち次に掲げるもの
 - （ア）教育時間の終了後等に行う教育活動（預かり保育）を常時実施している施設
 - （イ）ウに定める「認定こども園」への移行を予定している施設
 - ウ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する「認定こども園」
 - エ 児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する事業であって、同法第34条の15第1項の規定により市町村が行うものおよび同条第2項の規定による認可を受けたもの
 - オ 児童福祉法第6条の3第13項に規定する「病児保育事業」であって、同法第34条の18第1項の規定による届出を行ったもの
 - カ 児童福祉法第6条の3第7項に規定する「一時預かり事業」であって、同法第34条の12第1項の規定による届出を行ったもの
 - キ 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条第1項第4号に規定する離島その他の地域において特例保育を実施する施設
 - ク 児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務または第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって法第34条の15第2項、第35条第4項の認可または認定こども園法第17条第1項の認可を受けていないもの（認可外保育施設）のうち、地方公共団体における単独保育施策において保育を行っている施設
 - ケ 企業主導型保育事業
- ※貸付対象施設については、従事先および当該市町に確認させていただく場合があります。
- ② 保育所等（別紙2）に雇用されている未就学児を持つ保育士であって、産後休暇または育児休業から復帰する者
 - ③ 未就学児を持つ保育士であって、保育所等（別表2）を利用している者

2. 貸付額

未就学児の保育料の半額とし、月額27,000円を上限とします。

3. 貸付期間

未就学児を持つ保育士が保育所等に勤務を開始した日から1年間を限度とします。

4. 貸付利子

無利子（ただし、返還期限を過ぎた場合は年3%の延滞利子が加算されます。）

5. 連帯保証人

- ・連帯保証人は1名必要です。
- ・市町村・県民税が課税されている成年者であることとします。
- ・多額の負債がないことや、破産手続き等法的整理中でないこととします。

6. 返還免除

滋賀県内の別表2に定める保育所等において保育業務に従事し、かつ、2年間引き続き従事したとき返還免除となります。

7. 返還

返還免除の要件を満たさなかった場合は、全額返還となります。

- ・返還期間：返還事由が発生した日の翌月から貸付期間の2倍に相当する期間内
- ・返還方法：一括・月賦・半年賦（繰上返済も可能）

8. 募集人数

予算の範囲内

9. 申請に必要な書類

（就職準備金貸付と併用貸付希望の方は、★のついた書類は1部のみの提出で結構です。）

① 保育料の一部貸付金申請書【様式第1号】

★② 同意書（借受人、連帯保証人予定者の各々の自署、捺印 代筆不可）

★③ 保育業務従事（予定）証明書【様式第25号】

★④ 保育士証の写し

※保育士証の氏名が旧姓の場合は、必ず氏名の変更をして下さい。

氏名変更がお済でない方は、旧姓が確認できる書類（戸籍謄本（原本）もしくは改姓手続き後の運転免許証（裏表とも/表面に旧姓の記載あるもの）の写し）を添付し、一旦、旧姓の保育士証のままご申請ください。

⑤ 保育所入所決定通知書および保育料決定通知書の写し（各市町村公印があるもの）

※借用希望開始月からの保育料決定通知書の写しが必要になります。

★⑥ 世帯全員の記載がある住民票の原本

※発行後3か月以内、続柄の記載があり、マイナンバーの記載がないもの

★⑦ 連帯保証人の令和6年度の市町村・県民税の課税の有無がわかるもの

※課税されている成年者であること。下記◎のうち、いずれか1つ。

◎ 課税証明書原本（ただし、令和6年度（令和5年分）のみに限る）

◎ 市民税・県民税 特別徴収税額の決定通知書の写し（ただし、令和6年度のみに限る）

※ただし、源泉徴収票の写しや確定申告書（第一表、第二表）の写しは不可となります。

（市町村・県民税の課税の有無の記載がないため）

◆ その他、滋賀県社会福祉協議会会長が必要とする書類（一旦申請書類をご提出いただいたのち、必要に応じて本会よりその他の書類の提出を求める場合があります。）

10. 申請期間（各締切日の消印有効）

一次募集：2024年7月10日（水）～2024年8月9日（金）

※新たに勤務および復帰日が2023年10月～2024年8月の方のみ受け付けます。

二次募集：2024年10月10日（木）～2024年11月8日（金）

※新たに勤務および復帰日が2024年7月～2023年11月の方のみ受け付けます。

11. 申請方法

下記13.の問合せ先住所へ上記9.申請書類①～⑦一式を郵送提出してください。

郵便不着等による郵便事故発生の際は、弊会では責任を負いかねますので、特定記録郵便や簡易書留等、郵便物が追跡可能な方法でのご郵送を推奨致します。

12. その他

① 審査のうえ、貸付の可否を決定するものとします。

② 制度詳細は、ホームページに掲載しています。

13. 問合せ先

〒525-0072 滋賀県草津市笠山7丁目8-138 県立長寿社会福祉センター内
社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会
保育士修学資金担当
TEL：077-567-3958 FAX：077-566-3611

別表 2

保育料の一部貸付・就職準備金貸付・子どもの預かり支援事業
利用料金の一部貸付 免除対象施設一覧

施設・事業所別	設置根拠法
保育所	児童福祉法第 7 条
幼保連携型認定こども園	児童福祉法第 7 条
幼稚園のうち、教育時間の就労後等に行う教育活動(預かり保育)を常時実施している施設	学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条
幼稚園のうち、「認定こども園」への移行を予定している施設	学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条
認定こども園	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 2 条第 6 項
家庭的保育事業(市町が行うもの及び市町による認可を受けたもの)	児童福祉法第 6 条の 3 第 9 項
小規模保育事業(市町が行うもの及び市町による認可を受けたもの)	児童福祉法第 6 条の 3 第 10 項
居宅訪問型保育事業(市町が行うもの及び市町による認可を受けたもの)	児童福祉法第 6 条の 3 第 11 項
事業所内保育事業(市町が行うもの及び市町による認可を受けたもの)	児童福祉法第 6 条の 3 第 12 項
病児保育事業(県知事等に届出を行ったもの)	児童福祉法第 6 条の 3 第 13 項
一時預かり事業(県知事等に届出を行ったもの)	児童福祉法第 6 条の 3 第 7 項
離島その他の地域において特別保育を実施する施設	子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 30 条第 1 項第 4 号
企業主導型保育事業	子ども・子育て支援法第 59 条の 2 第 1 項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち「企業主導型保育事業等の実施について」の別紙「企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第 2 の 1